

事務連絡  
平成30年6月22日

各局 ヒアリ担当課

総合政策局環境政策課

### コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への周知について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、昨年6月に国内で初めて確認されて以降、今年も3事例が加わり、現在までに12都府県で29事例が確認されています。

ヒアリ対策については、平成30年3月29日付けの事務連絡「コンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者への協力依頼について」において、コンテナ開封時等の対策及び関連情報について、周知依頼させていただくとともに、4月には別紙のリーフレットを作成し、関係事業者等への配布依頼をさせていただいたところです。

平成30年6月16日に公表された大阪府での確認事例においては、ヒアリと疑われるアリが確認されたものの、完全に駆除されないままコンテナが移動されたほか、事業者作業員等がアリに刺されるという事態も生じています。

これを受けて、別添のとおり、環境省からコンテナへのヒアリ侵入防止等に係る事業者に対し、発見時の防除と拡散防止を安全かつ適切に実施していただくため、ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合の対応等について、周知するよう依頼がありましたので、各局におかれましては、関係業界団体等に対し、改めて周知いただくようお願いいたします。

なお、コンテナ開封時におけるヒアリの点検方法及びヒアリと疑われるものの発見時の対応については、別紙の事業者向けのヒアリ対応のリーフレットも併せてご参照いただきますようお願いいたします。